

計画修正箇所 (総論)

※修正がないページも掲載しています

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

この計画は、船橋市における障害のある人のための施策の基本的な方向性を示すもので、平成9年度に初めて策定した後、平成20年度に「第2次」、平成26年度に「第3次」の計画を策定しました。

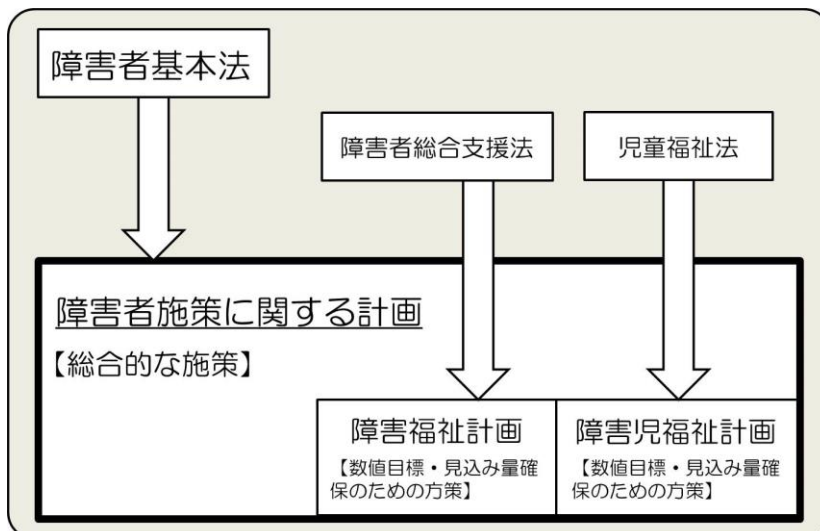
第3次計画が令和3年度¹をもって期間満了となることに伴い、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）との整合性、本市の障害のある人の状況や関係法令の制度改正等を踏まえて見直しを行い、「第4次船橋市障害者施策に関する計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）障害者施策の関連法・関係計画

障害者施策に関する計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として総合的な施策を定めたものであり、障害者総合支援法²及び児童福祉法に基づき障害福祉サービス等の見込み量などを定め、業務を円滑に実施するための計画である障害福祉計画及び障害児福祉計画と調和を保つこととされています。

【障害者施策に関する計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係図】



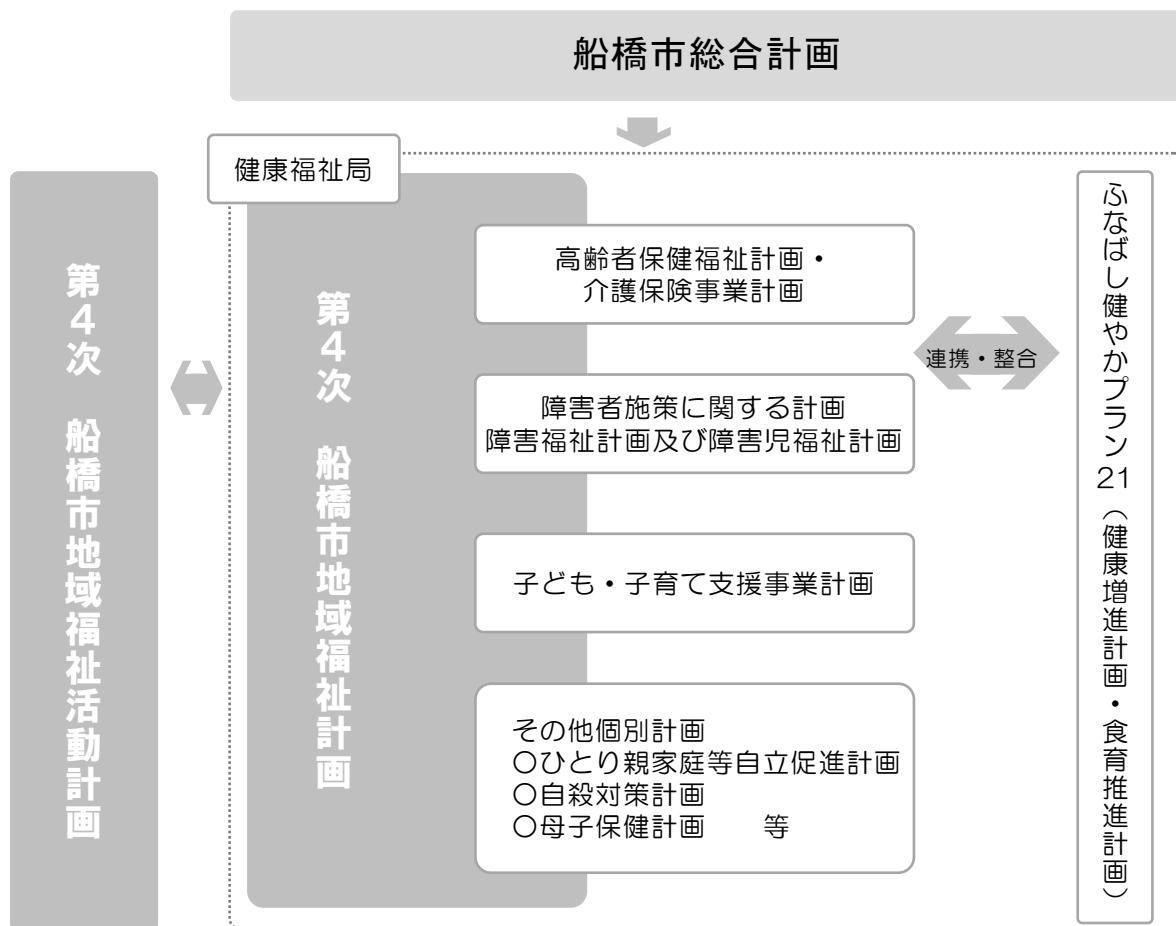
¹ 第3次計画は新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間を1年間延長し、平成27年度から令和3年度までを計画期間としました。

² 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となります。

(2) 船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は、「第3次船橋市総合計画」の個別計画です。

また、「第4次船橋市地域福祉計画」や市のほかの関連計画との整合性を図りながら策定しました。



第4次船橋市地域福祉計画から抜粋

3 計画の期間

令和4年度から8年度までの5か年計画³とします。

「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。



4 計画の対象

本計画では、「障害者基本法」第2条に規定されている身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活または社会生活に支障のある人を対象としています。

³ 第4次計画は、当初令和2年度中に策定予定でしたが、新型コロナウイルス感染症収束に向けた生活や周囲の環境の変化を考慮し、検討することが必要であると考えられたことから、策定期間を1年間延期しました。

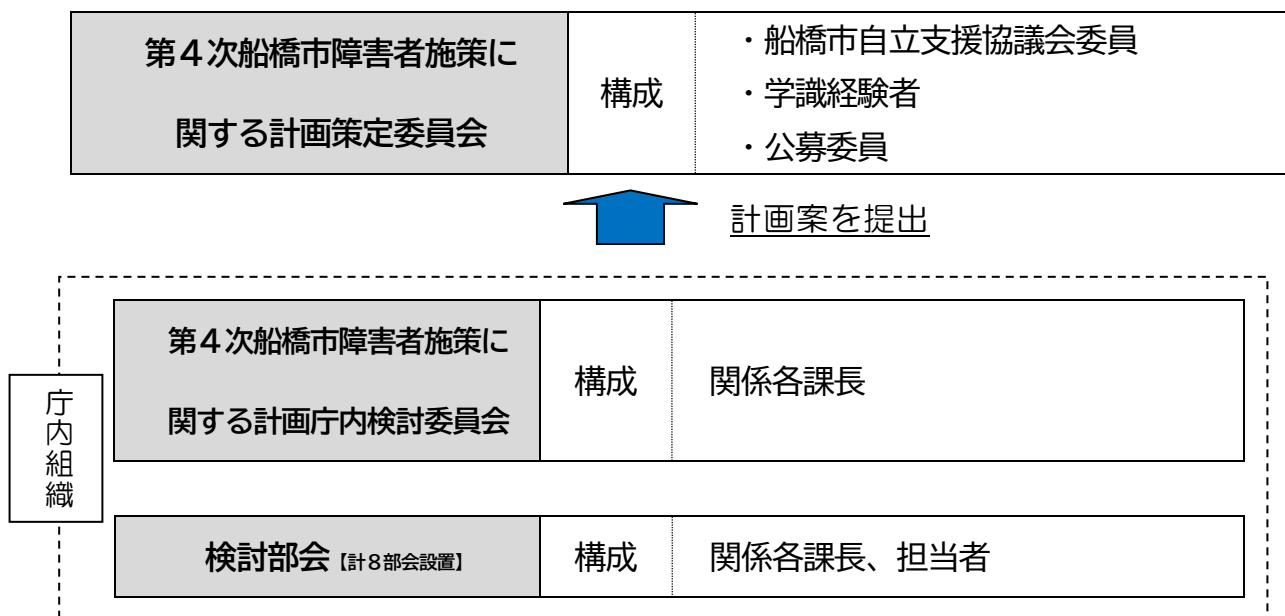
5 計画の構成について

本計画は、国の第4次障害者基本計画を参考に、下記のとおり「総論」「各論」の2部構成とします。

第1部 総論	第1章 計画の策定にあたって
	第2章 障害者を取り巻く現状
	第3章 基本理念・重点課題
	第4章 推進体制
第2部 各論	第1章 生活支援
	第2章 保健・医療
	第3章 教育・文化芸術活動・スポーツ、国際交流等
	第4章 雇用・就業、経済的自立の支援
	第5章 生活環境
	第6章 安全・安心
	第7章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
別表	推進体制の取り組み
	成果目標

6 策定方法

計画策定にあたり、船橋市自立支援協議会委員、学識経験者、市民の代表者からなる「第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を設置しました。併せて、庁内組織として「第4次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」を設置し、「庁内検討委員会」で検討した計画案を「策定委員会」へ提出し、協議を行いました。



第 2 章

障害者を取り巻く現状

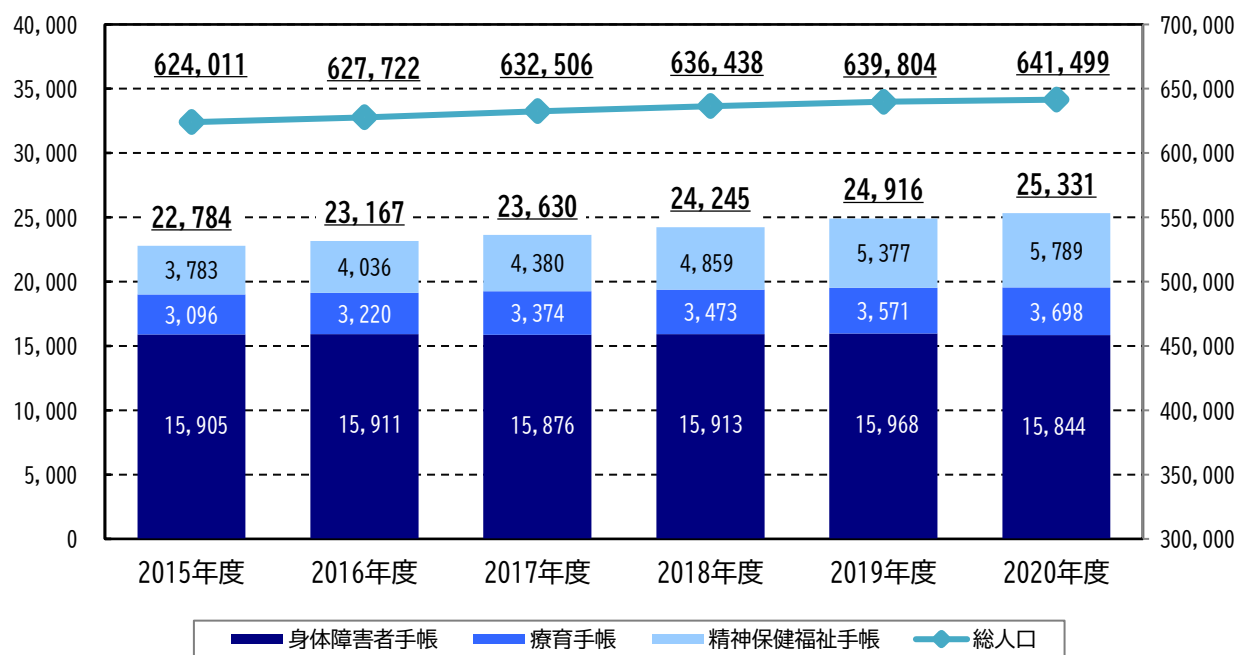
1 国の障害者施策の動向

年月		障害者施策の動向
2003年 (平成15年)	4月	■支援費制度の開始 身体・知的障害者（児）自らが福祉サービスを選択し、契約によってサービスを利用する仕組み
2006年 (平成18年)	4月	■障害者自立支援法の施行 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
2010年 (平成22年)	12月	■障害者自立支援法の一部改正 発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化
2011年 (平成23年)	8月	■障害者基本法の一部改正 「共生社会の実現」が目的に新たに明記、障害者の定義の変更、差別の禁止を規定
2012年 (平成24年)	4月	■児童福祉法の一部改正 障害児支援の強化を図るため、利用形態の別により障害児施設・事業を一元化
	10月	■障害者虐待防止法の施行
2013年 (平成25年)	4月	■障害者総合支援法の施行 難病を障害者の範囲に追加
		■障害者優先調達推進法の施行 行政等による障害者就労施設等からの物品の調達を推進
2014年 (平成26年)	1月	■障害者権利条約の批准
2016年 (平成28年)	4月	■障害者差別解消法の施行
	5月	■成年後見制度利用促進法の施行
2018年 (平成30年)	4月	■障害者総合支援法の一部改正 「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実

2 障害者の現状

(1) 総人口⁴と障害者手帳所持者数⁵の推移

船橋市の総人口と障害者手帳所持者数の推移をみると、2015年度末では総人口624,011人、障害者手帳所持者数が22,784人であったのが、2020年度末では、総人口641,499人、障害者手帳所持者数25,331人と増加しています。



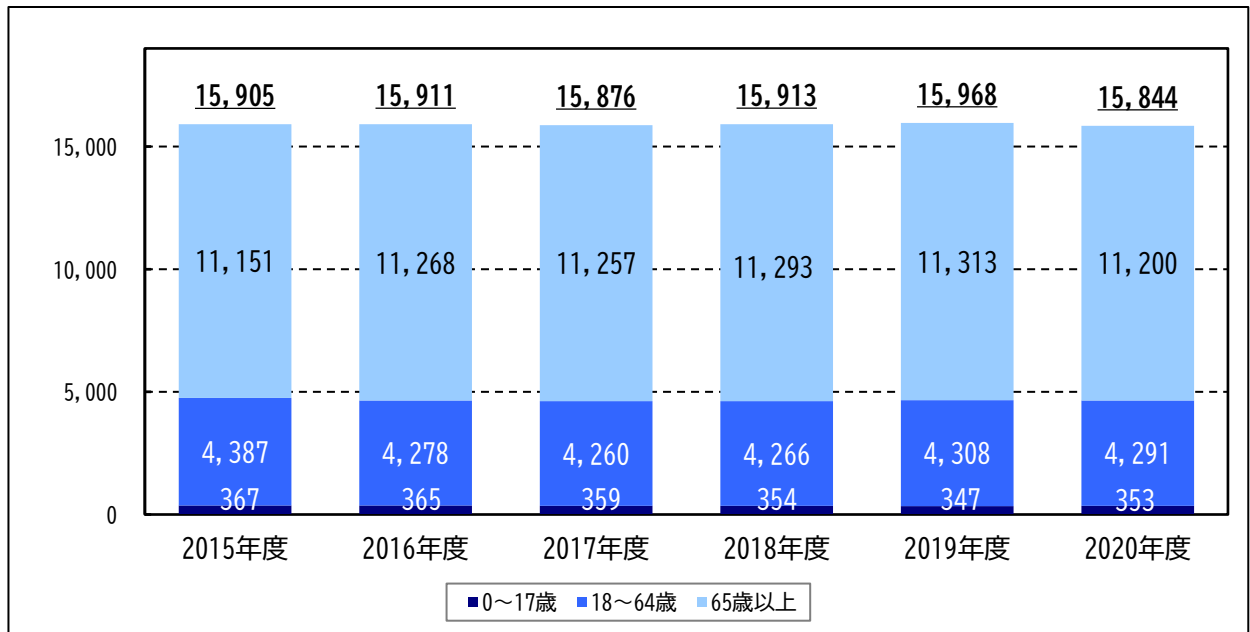
⁴ 総人口は、各年度3月時点の常住人口

⁵ 手帳の所持者数は、その年度の3月31日時点の数値

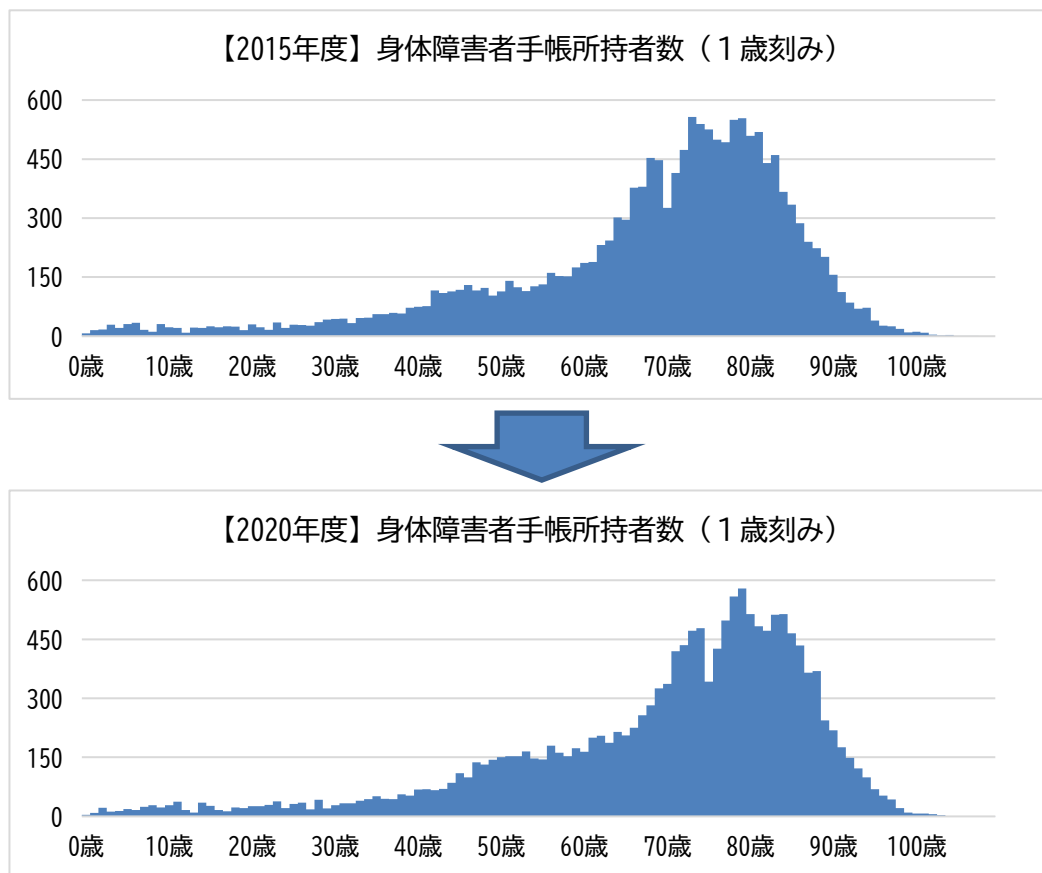
(2) 障害者手帳所持者数の推移

①身体障害者手帳所持者数

船橋市における身体障害者手帳所持者数は2020年度末で15,844人です。

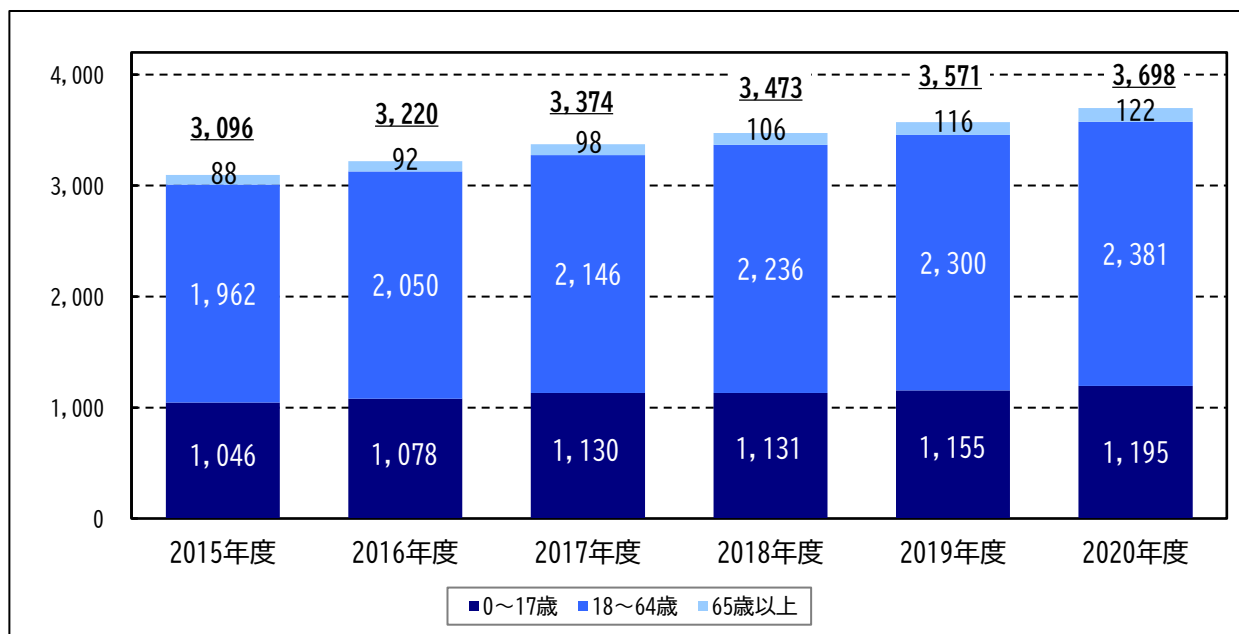


・身体障害者手帳所持者数（1歳刻み）の推移

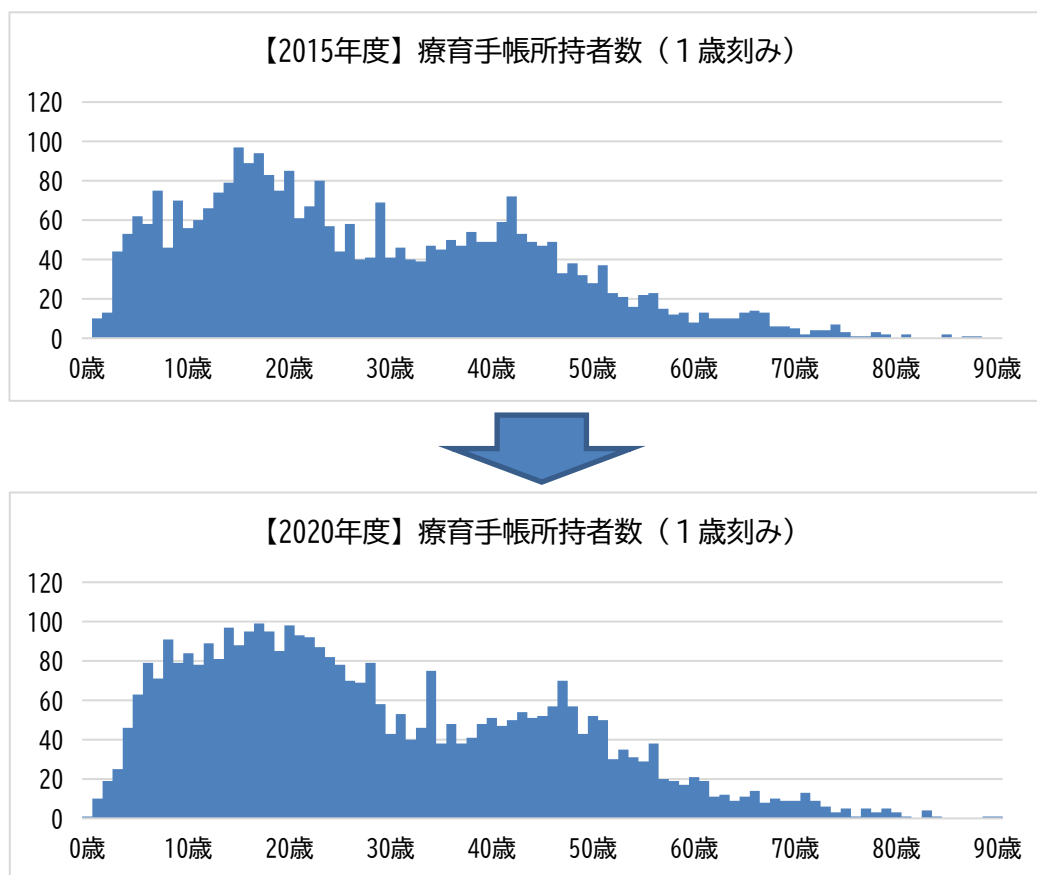


②療育手帳所持者数

船橋市における療育手帳所持者数は2020年度末で3,698人です。

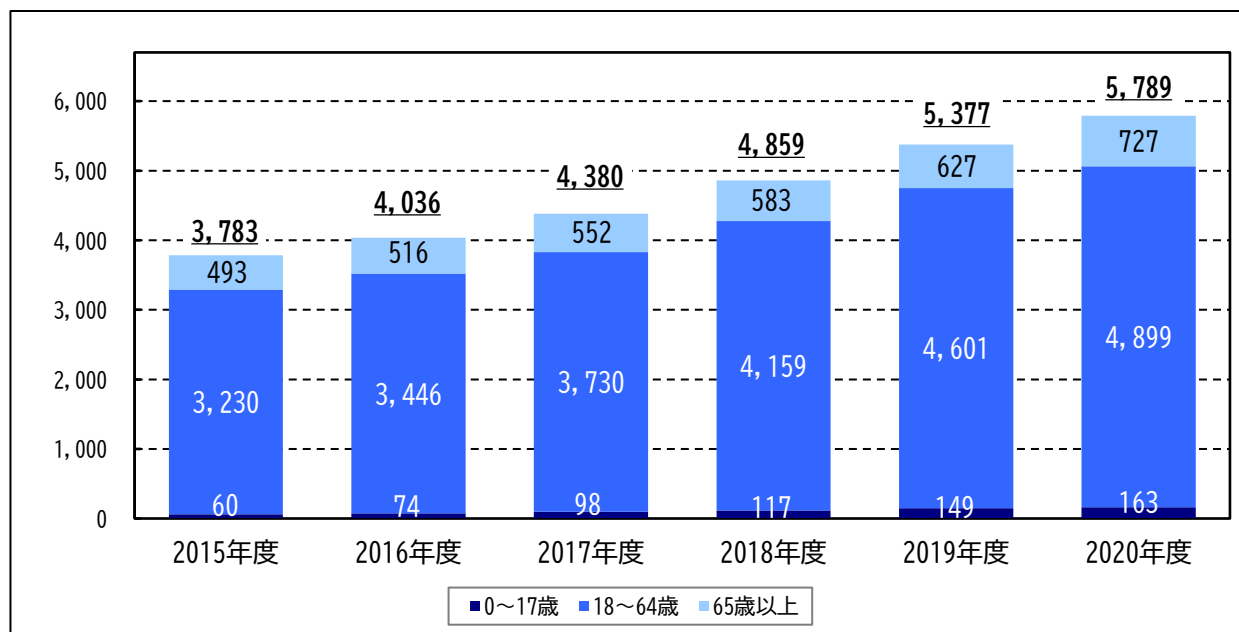


・療育手帳所持者数（1歳刻み）の推移

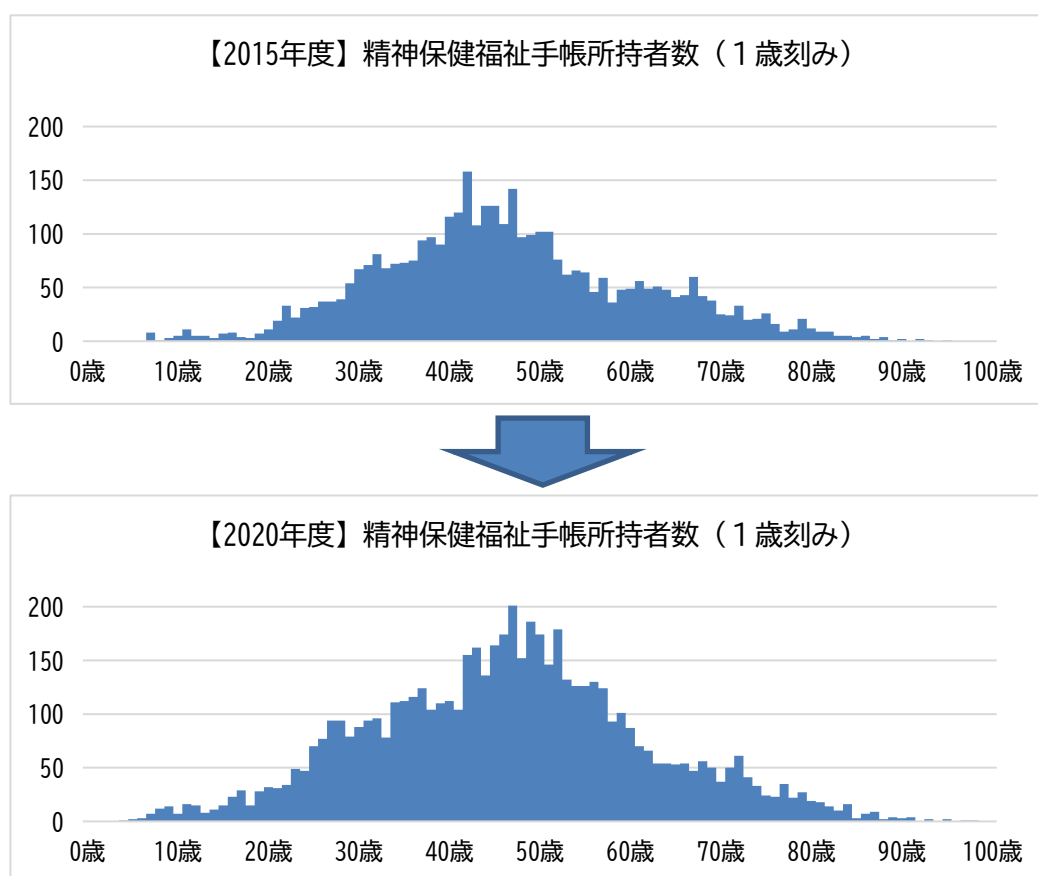


③精神障害者保健福祉手帳所持者数⁶

船橋市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は2020年度末で5,789人です。



・精神保健福祉手帳所持者数（1歳刻み）の推移



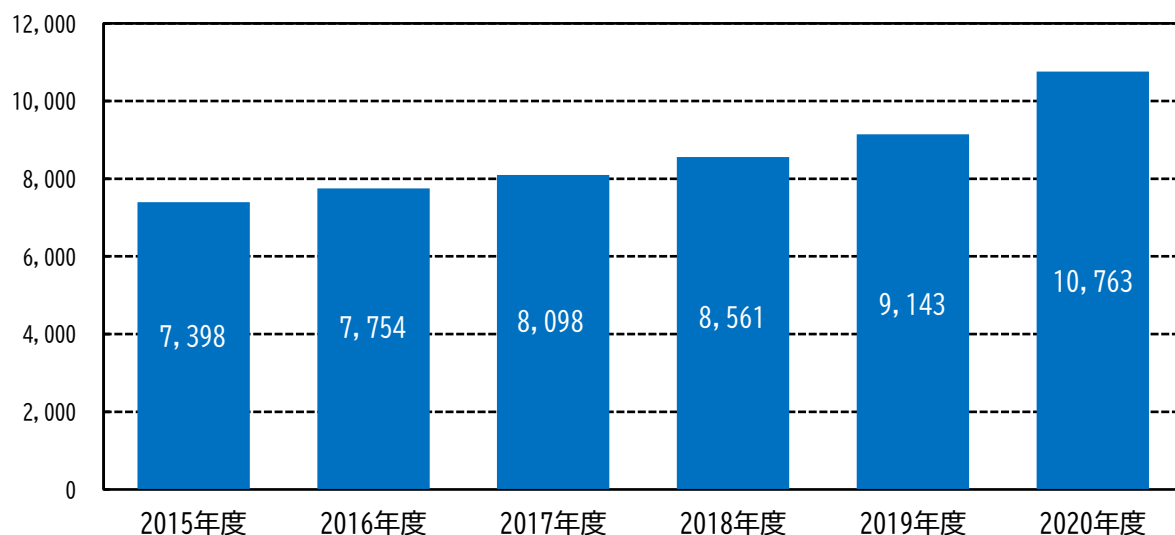
⁶ 資料：千葉県精神保健福祉センター「第45条手帳所持者の状況」をもとに船橋市障害福祉課で作成

(3) 医療費助成制度の受給者証所持者数⁷の推移

①自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数⁸

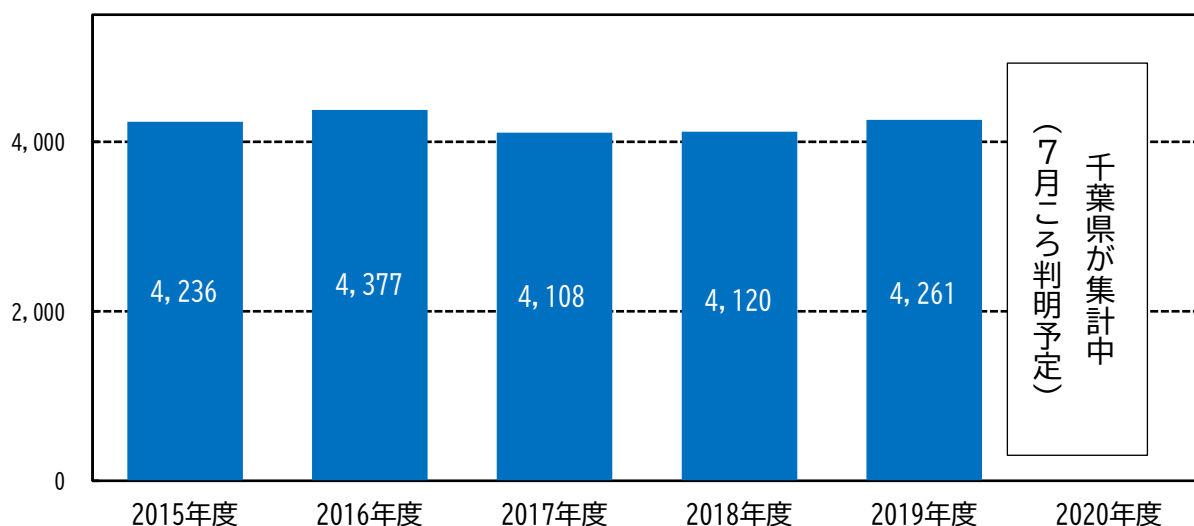
船橋市における精神通院受給者証所持者数は2020年度末で10,763人です。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、受給者証の有効期間を1年間延長する措置が講じられたため、2020年度末の数値が増加したと考えられます。



②指定難病医療費助成制度の受給者証所持者数

船橋市における指定難病医療費助成制度の受給者数は2020年度末で●人です。



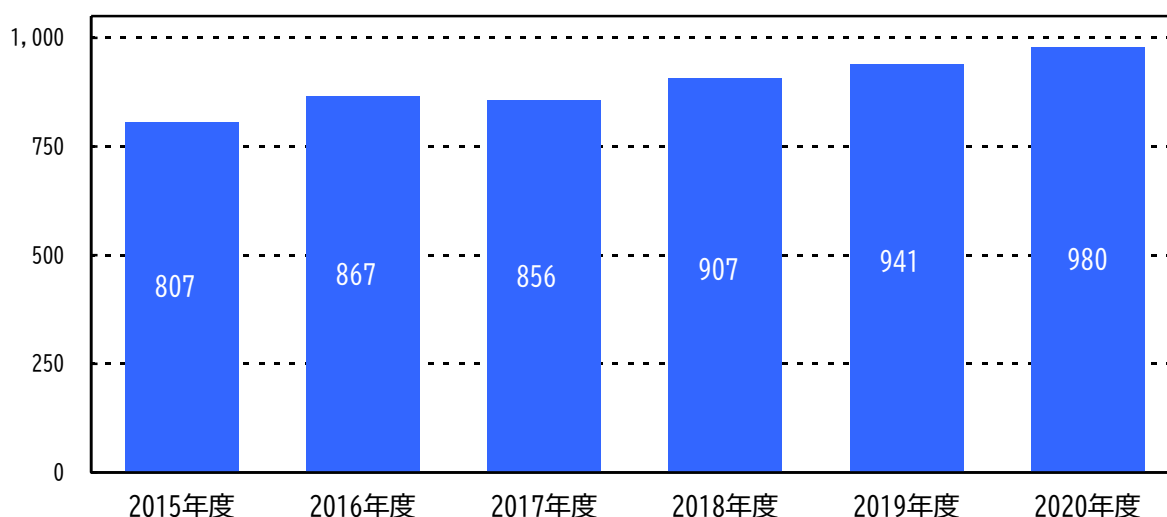
⁷ その年度の3月31日時点の数値

⁸ 資料：千葉県精神保健福祉センター「自立支援医療（精神通院医療）市町村別年間受給者数」をもとに船橋市障害福祉課で作成

(4) 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用人数⁹の推移

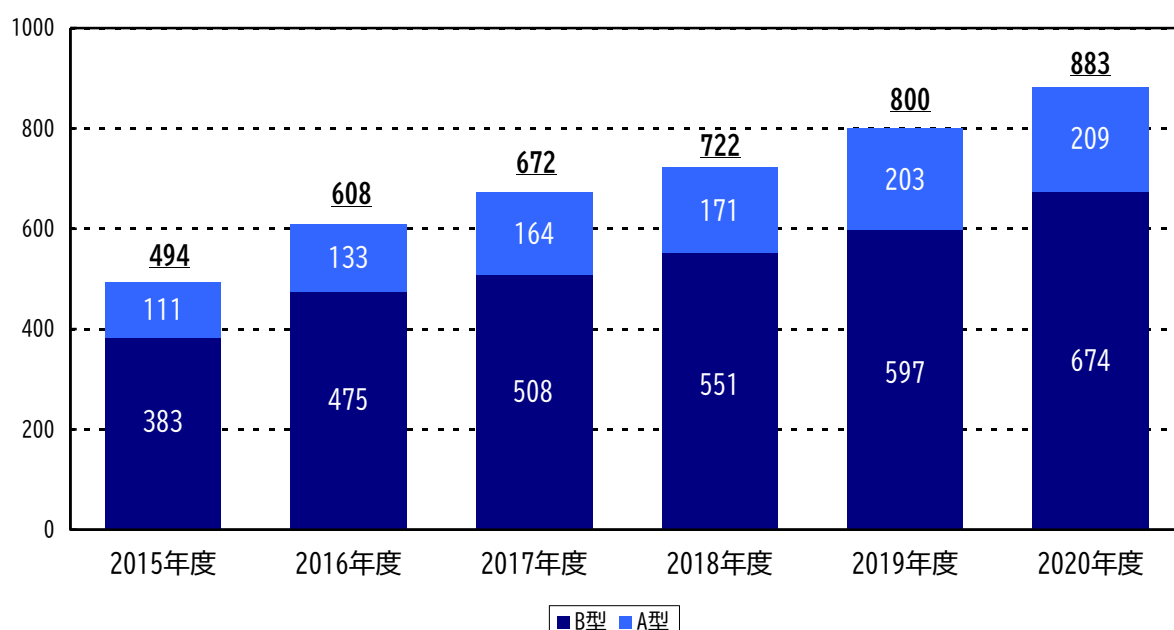
①生活介護の利用人数

障害のある人が日中に通所し、創作的活動などを行う生活介護の利用人数は2020年度末で980人です。



②就労継続支援の利用人数

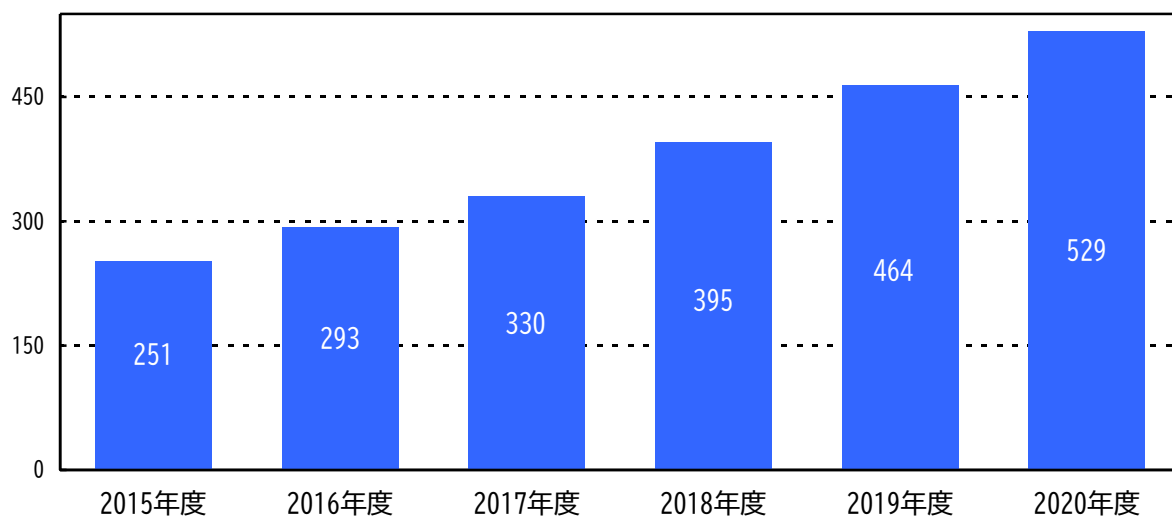
障害のある人の福祉的就労の場として就労継続支援があります。就労継続支援は、雇用契約に基づくA型と雇用契約に基づかない生産活動の場であるB型があります。A型の利用人数は2020年度末で209人、B型の利用人数は2020年度末で674人です。



⁹ 障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用人数は、その年度の3月の数値

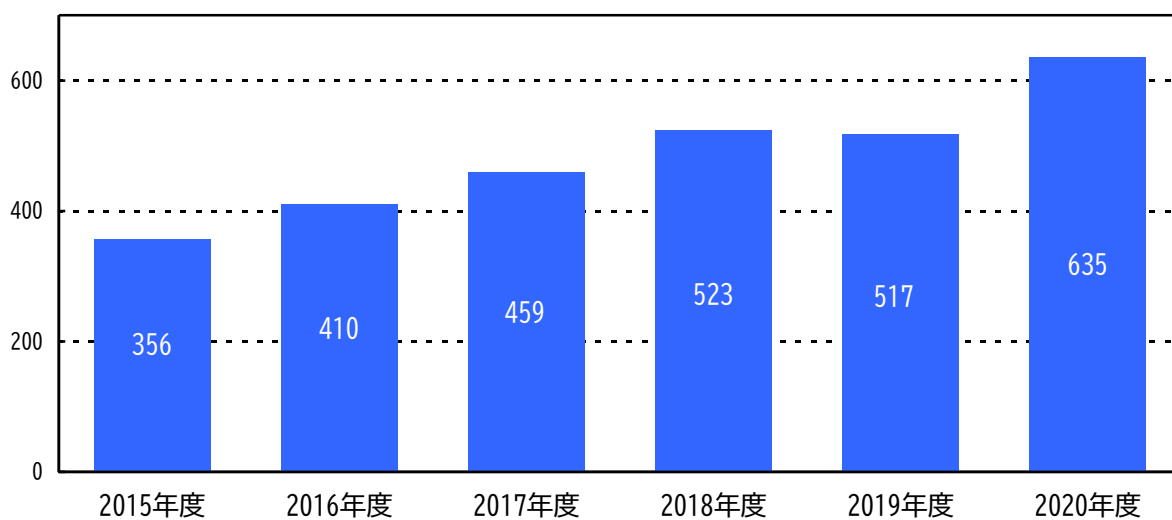
③共同生活援助（グループホーム）の利用人数

障害のある人が共同生活を営む住居であるグループホームの利用人数は2020年度末で529人です。



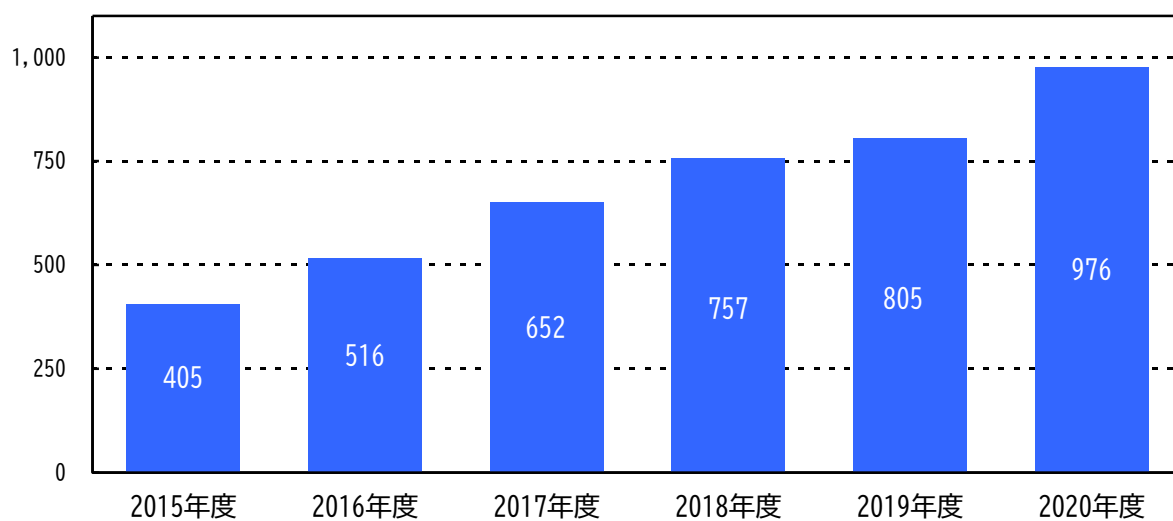
④児童発達支援の利用人数

障害のある子供が通所し、療育を行う場である児童発達支援の利用人数は2020年度末で635人です。



⑤放課後等デイサービスの利用人数

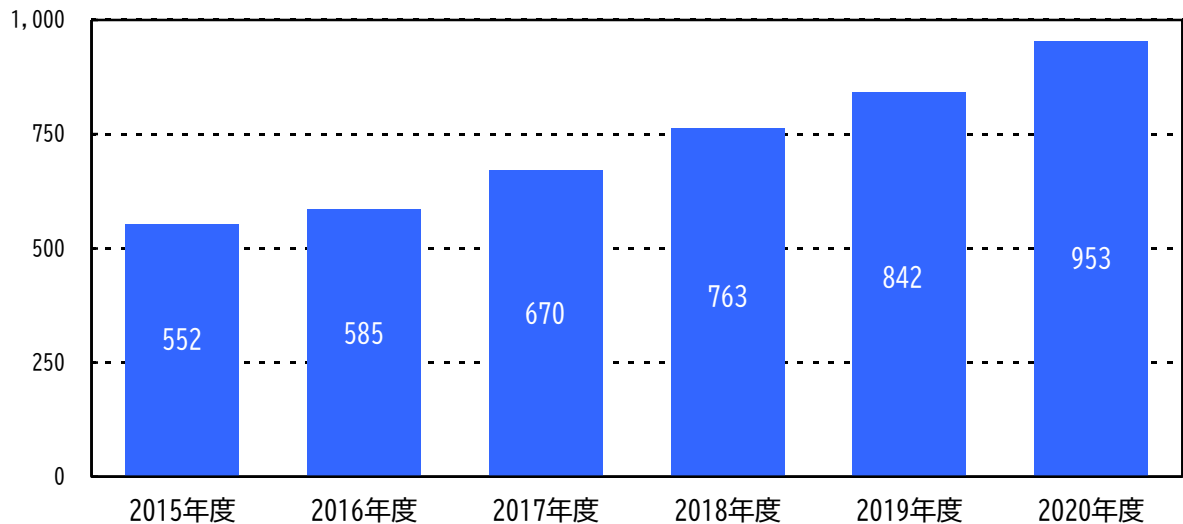
障害のある子供が通所し、療育を行う場である放課後等デイサービスの利用人数は2020年度末で976人です。



(5) 相談支援の利用人数¹⁰の推移

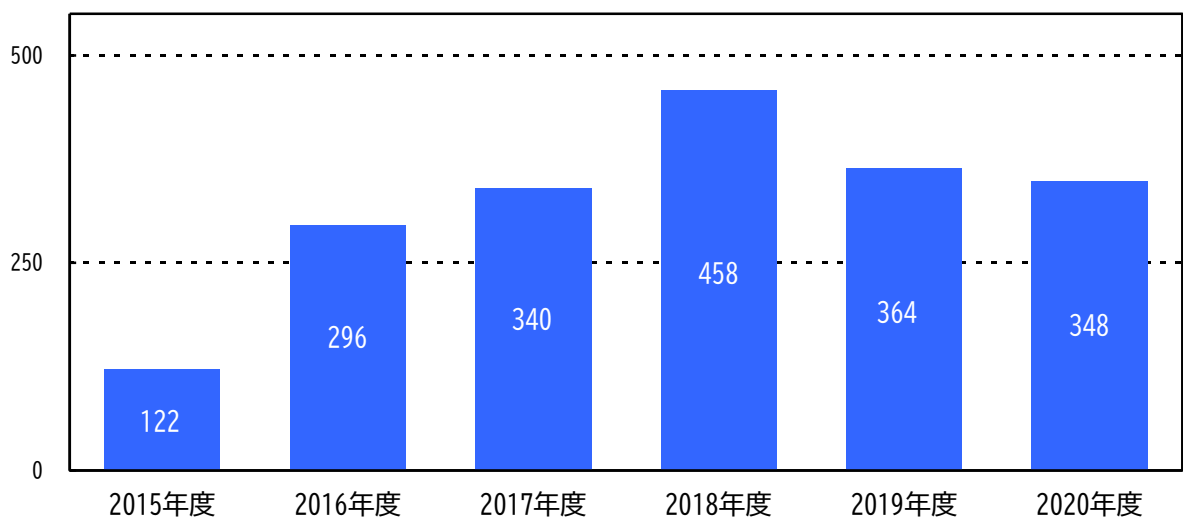
①計画相談支援の利用人数

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用するときに、サービスの利用計画案の作成やサービス利用中においての連絡調整などを行います。計画相談支援の利用人数は2020年度末で953人です。



②障害児相談支援の利用人数

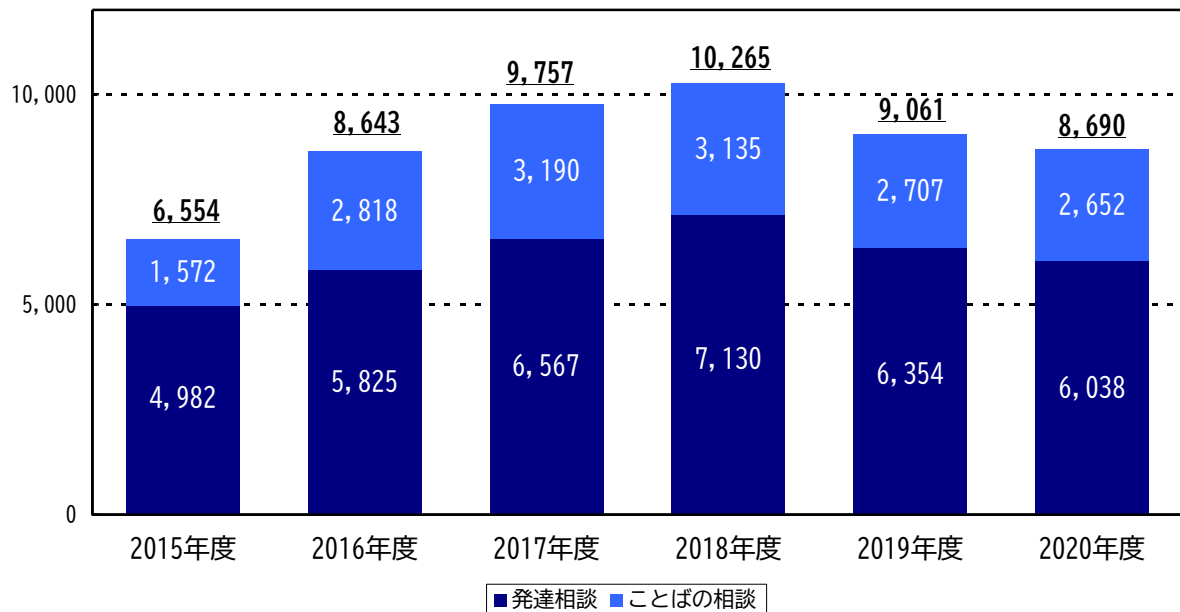
障害児相談支援は、障害のある子供が障害児通所支援を利用するときに、障害児通所支援利用計画案の作成や障害児通所支援利用中においての連絡調整などを行います。障害児相談支援の利用人数は2020年度末で348人です。



¹⁰ 計画相談支援及び障害児相談支援の利用人数は、その年度の3月の数値

③こども発達相談センターの相談件数

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前の子供の発達に関する心配事の相談に応じています。こども発達相談センターの2020年度の延べ相談件数は8,690件です。



第 3 章

基本理念・重点課題

1 基本理念

**障害の有無によって分け隔てられることなく、
誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現**

国の障害者基本計画の理念と障害者施策に関する計画の動向を踏まえ、上記の基本理念としました。

この基本理念の実現にあたり、「障害や障害のある人への理解の促進」「生活に対する不安の解消」「障害のある人が住みやすい生活環境の整備」に取り組む必要があります。

障害のある人が地域で生活するにあたっては、その地域で暮らす人の理解が必要になります。地域での理解を促進するためには、広報・啓発活動に加え、障害のある人もない人も相互に交流を行っていくことが重要です。そのため、学校教育、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどでの交流活動を通じた理解の促進を図ります。

また、障害のある人は医療費の負担が大きい一方で、十分な収入が得られるのかなどの経済的不安、働きたいけれども働くことのできる場がないといった雇用に対する不安、障害のある人やその介護者が高齢になったときにどのように暮らしていけばいいかといった将来への不安など、様々な生活に対する不安を抱えています。障害のある人が自分らしく暮らしていくために、そのような日頃の生活に対する不安を軽減できるように検討していきます。

障害のある人が地域で暮らしていくためには、道路、歩道や建築物などのバリアフリー環境の整備と、安心して生活できる住環境を整えることも重要です。障害のある人が移動しやすい環境を整えることで、日常的な活動や社会への参加の促進にもつながります。障害のある人に配慮したまちづくりを行うことはバリアフリー化の推進につながることから、障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちとなります。

本計画では、障害のある人が自らの決定により、社会のあらゆる分野の活動に参加できるような機会を確保し、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会の実現を目指します。

2 重点課題

基本理念の実現に向け、本市における障害のある人が置かれている状況から3つの重点課題を挙げ、その課題解決に向けた施策に取り組みます。

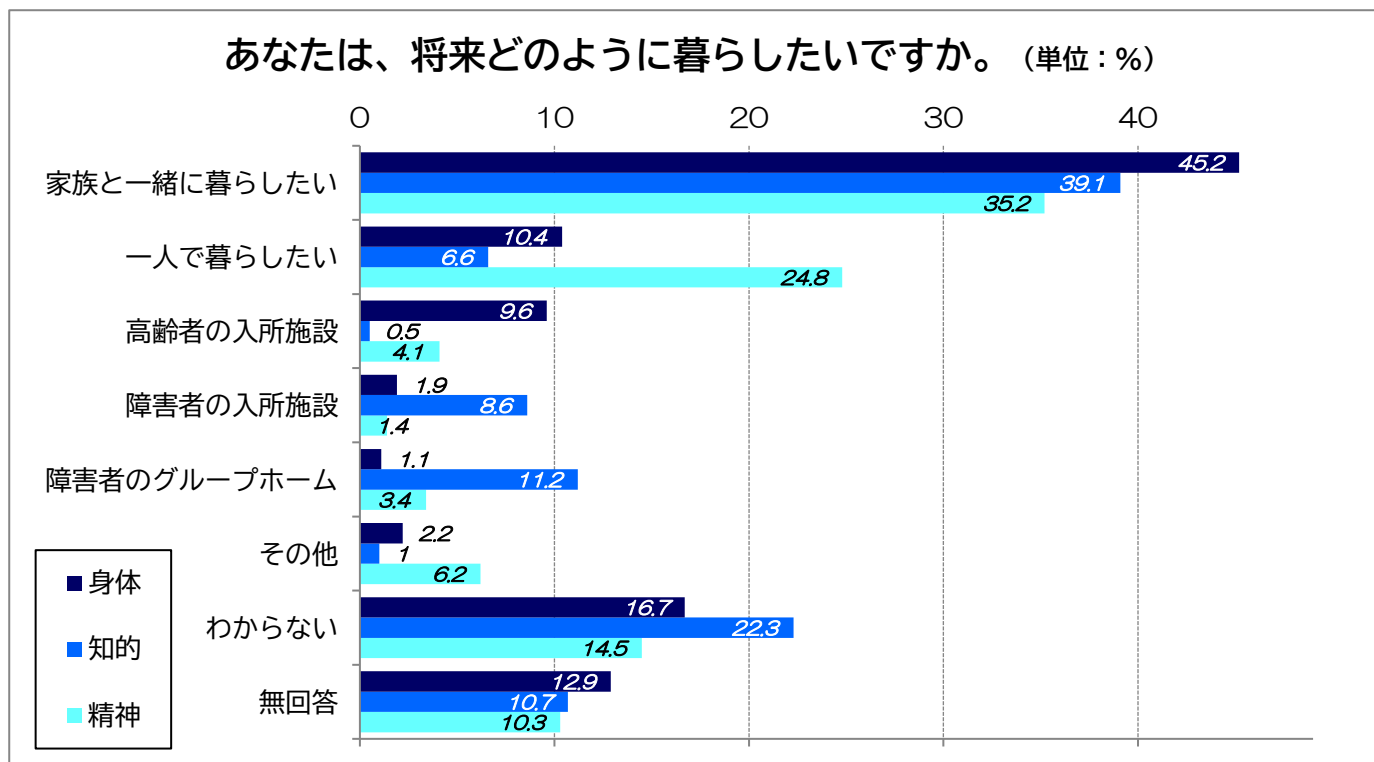
重点課題1 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援

背景

本市の実施した意識調査（以下「アンケート」という。）によると、「あなたは、将来どのように暮らしたいですか」の質問に対して、身体障害者の最も多い回答が「家族と一緒に暮らしたい」で45.2%でした。また、「主な支援者の年齢」についての質問では、「60歳以上」が52.5%となっており、60歳以上が主な支援者である割合が過半数を超えています。

知的障害者、精神障害者のアンケート結果でも将来の暮らし方については、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。

住み慣れた地域で家族と一緒に暮らしたいと考えている障害のある人が多い中で、社会における高齢化が急速に進んでおり、障害のある人や介護者の高齢化も同様に進んでいます。



船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書（平成30年1月）より
（回答数：身体障害者1,445人、知的障害者197人、精神障害者145人）

施策の方針

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域生活を支援する相談支援体制の整備と障害のある人とその介護者の高齢化に備えた取り組みを行います。市民に対して、障害や障害のある人についての理解の促進を図ります。

主な施策

項目	施策の概要
地域生活支援拠点事業の実施	障害のある人やその家族の緊急時に対応できる体制を整え、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援を行います。
相談支援体制の構築	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会（FAS-net）での研修会などを通じて、相談支援体制の質的向上を図ります。 また、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、総合相談窓口の複数設置を検討します。
グループホームの充実	グループホーム連絡協議会において既存のグループホームの質的向上を図るとともに、今後必要とされるグループホームの形態を検討し、必要に応じた整備費の補助を行います。
障害者週間記念事業の実施	障害のある人の作品展やステージなどを行う障害者週間記念事業を行い、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。
成年後見制度の利用の推進	船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、法人後見の受託や成年後見制度に関する電話相談を行うことで成年後見制度の利用を推進します。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害のある人に必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援します。

重点課題2 就労支援の推進

背景

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要です。そのため、働く意欲のある障害のある人が適性に応じて働くことができるよう多様な就労の機会が必要です。

アンケートによると、働いている人は身体障害者で 18.1%、知的障害者で 58.8%、精神障害者で 25.7%となっています。知的障害者においては、就労先として最も多いのが障害のある人が通う就労支援施設などの福祉的就労の場となっており、続いて一般就労の障害者枠となっています。

また、一般就労のために必要な支援としては、その人の状態に応じた柔軟な勤務体制の支援と並び、仕事探しから就労までの総合的な相談支援が必要であるとの回答が多くみられました。

あなたは、現在働いていますか。（単位：％）

	（一般就労 一般枠）	（障害者就労 障害者枠）	臨時雇、パート、 アルバイト、派遣など	自営業	家庭内職	福祉施設作業所、就労 「福祉的就労」	その他	働いていない	無回答
身体	5.6	4.3	2.6	3	0.4	1.2	1	51.9	30
知的	0.7	21.6	6.1	0	0	28.4	2	31.1	10.1
精神	9.8	1.5	7.6	3	0.8	3	0	67.4	6.8

船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書（平成30年1月）より
（回答数：身体障害者1,372人、知的障害者148人、精神障害者132人）

施策の方針

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を発揮することができるように、一般就労の支援や就労継続支援B型等の福祉的就労の工賃の水準の向上を図ります。適切な就労相談を受けられるような環境整備を行い、就労後の定着に向けた支援を行います。

主な施策

項目	施策の概要
障害者就業・生活支援センターの充実	障害のある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図ります。
就労定着に向けた支援	就労定着支援サービスの活用に加え、障害福祉サービスを提供する事業所の職員が一般就労に対する支援の知識を身に付けられるよう、ジョブサポーター養成研修を実施します。
合同面接会の開催	公共職業安定所（ハローワーク）とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めます。
障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達	毎年「船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、行政における調達金額などの目標を定め、障害者就労施設等から物品の調達や業務の委託を進めます。

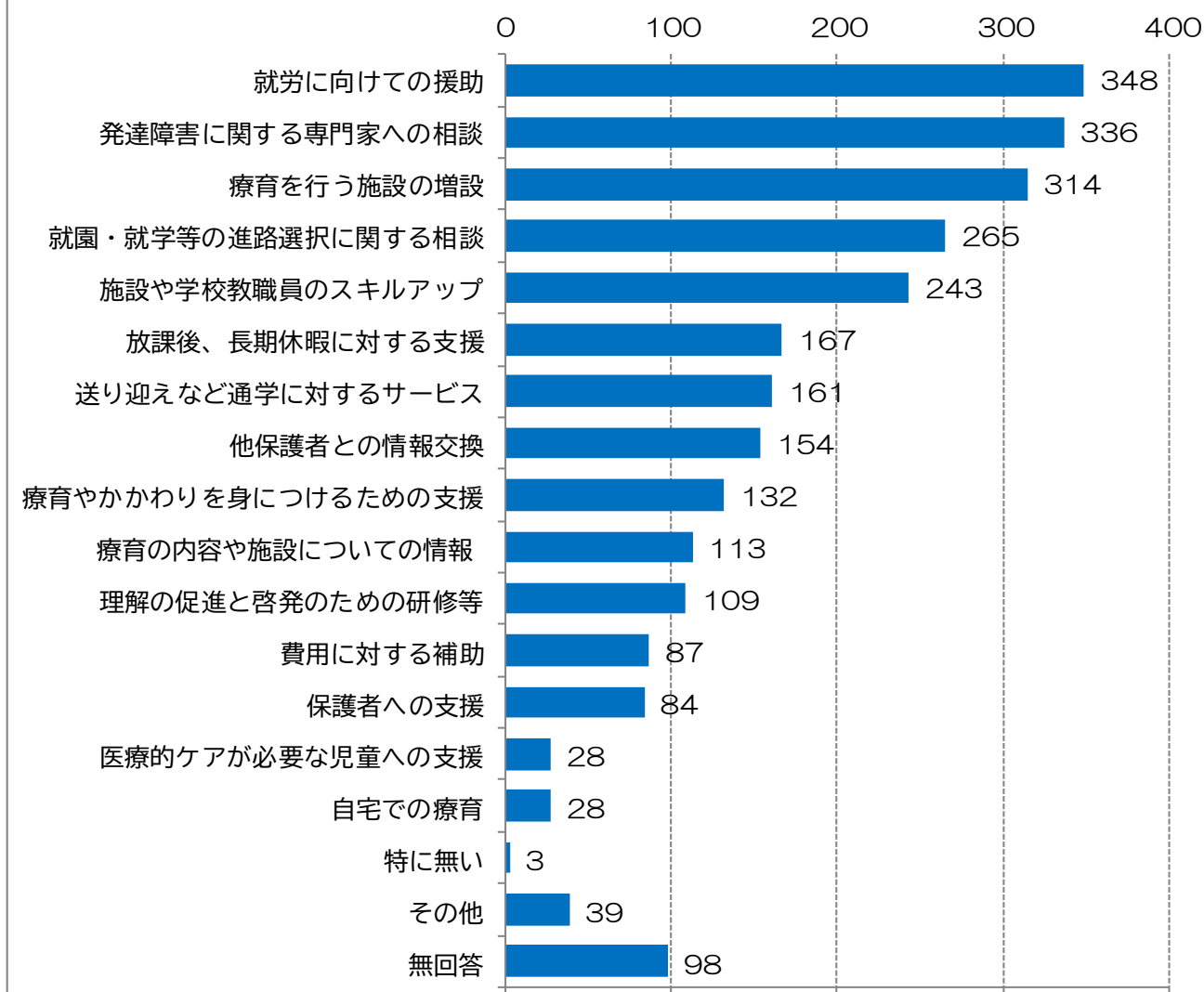
重点課題3 障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実

背景

発達障害等が広く認知されるようになり、子供の発達に関する相談件数や、障害児通所支援の利用者は、引き続き増加傾向が見込まれ、さらなる支援体制の拡充が必要です。

また、障害児通所支援を利用している児童の保護者に向けたアンケートでは、「今後、どのような支援を充実させるべきだと思いますか」の質問に対して「発達障害に関する専門家への相談」や「療育を行う施設の増設」のほか、「就園・就学等の進路選択に関する相談」や「就労に向けての援助」といったライフステージの移行期にかかる支援を求める回答が多く見られました。

今後、充実させるべき支援（単位：人）



船橋市障害児通所支援サービス利用等状況調査 集計情報（平成30年度実施）

施策の方針

障害のある子供の健やかな成長・発達を支援するため、身近な地域でライフステージに合わせた質の高い専門的な支援を受けられるよう、相談支援体制、療育支援体制の充実化を図ります。

主な施策

項目	施策の概要
相談支援体制の充実	こども発達相談センターの体制強化と業務の効率化を図るとともに、医療機関や民間施設との連携にも努め、相談待ちの状況を軽減します。また、特別な配慮を要する子供の就学及び教育について、総合教育センターとこども発達相談センターが連携し、就学相談会を開催するなど、適切な教育が受けられるよう支援します。あわせて、保育所等への巡回相談を実施することで地域での子供の発達に関する指導力の向上を図ります。
療育支援体制の充実	児童発達支援センターを核とし、ひまわり・たんぽぽ親子教室や東・西簡易マザーズホーム等の障害児通所支援事業所で、子供の発達状況に応じた専門的な支援を実施します。
途切れることのない一貫した支援	入学や進学、卒業、その後の自立など、ライフステージの移行により、支援者が変わって支援が途切れてしまわないよう、母子保健部署や教育委員会等と連携して相談体制や情報共有のあり方を検討し、切れ目のない支援を提供します。
心のバリアフリーの推進	市民のための講演会を開催する等、様々な機会を通じて発達が気になる子供や障害のある子供への理解を深め、子供がスムーズに集団生活が送れるよう支援し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していきます。

第 4 章

推進体制

1 連携・協力の確保

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指すべく計画の推進を図るためには、市民や関係団体との連携・協力が不可欠です。障害者団体や市民等の要望・意見を施策の実施に反映させるよう努め、それぞれの情報を共有するとともに、自主的・主体的な取り組みを支援し協働による施策の推進を図ります。

国・県などの関係機関との連携を深めるとともに、適切な役割分担により、効果的な施策の推進を図るほか、各種制度の充実や財源の確保などをこれらの機関に要請します。

また、周辺自治体と情報交換などを行うことにより、共通の施策の推進や課題についての検討を行います。

2 理解の促進、広報・啓発活動の推進

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指すためには、すべての市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を持つことが重要です。

そのためには、さまざまな機会をとらえて、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等の障害特性や、外見からはわかりにくい障害についての正しい理解や認識のための広報・啓発を行うとともに、子供のころから障害のある人となない人との交流などを促進していくことが必要となります。

障害者基本法に定められた障害者週間記念事業の実施を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

また、障害のある人本人や支援者による活動を推進するため、障害福祉団体などが行う理解啓発活動に対し、市が積極的に支援を行います。

3 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策の実施については、障害のある人やその家族をはじめとする関係者の意見を聴きつつ、各論で示した施策の方向性に沿うよう、また本計画の（別表）成果目標を達成するよう施策の実施に努めます。

本計画の着実な推進を図るため、毎年度の実施状況及び効果を把握・評価し、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。また、それらの結果に応じ、取り組みの見直しなどを行います。

社会情勢の変化等により、本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても本計画の見直しを行います。

4 環境の変化に対応した施策の推進

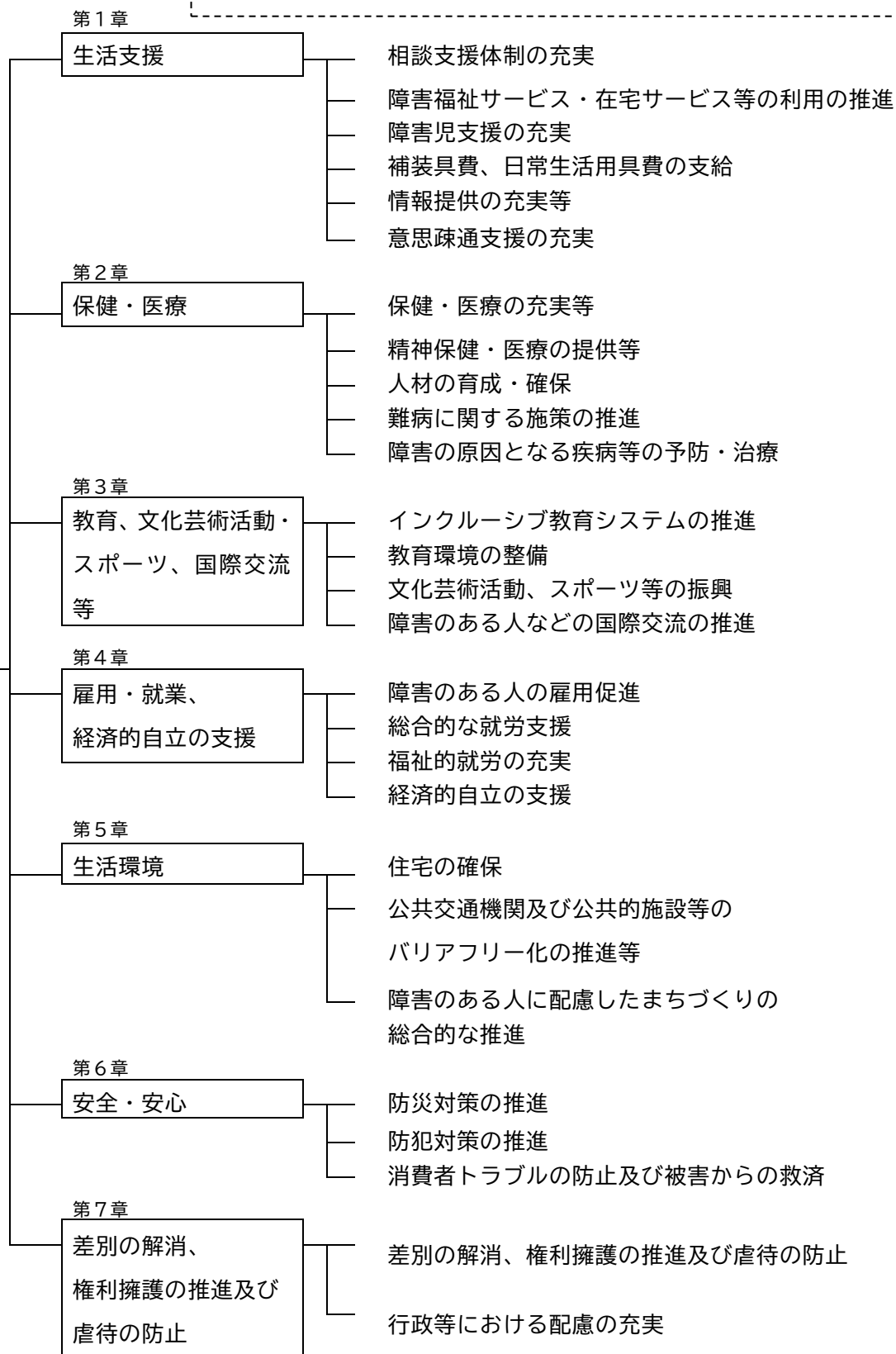
計画の策定内容に大きく影響を及ぼす国の制度改正や、新型コロナウイルス感染症等による生活様式の見直しなど、障害のある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて柔軟に対応し、各施策を推進していきます。

施 策 の 体 系

<重点課題>

1. 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援
2. 就労支援の推進
3. 障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実

障害の有無によって分け隔てられることなく、
誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現



計画修正箇所 (各論)

※該当ページのみ抜粋

第 1 章

生活支援

1 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現に向け、障害のある人の意思決定を支援するため、相談支援体制の充実を図ります。また、地域移行を推進し、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられる取組みを進めるとともに、誰もが個人としての尊厳が重んじられた日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種支援の充実に取り組めます。

相談支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」が中心となり、障害のある人等の地域生活全般に関する問題についての相談に応じ、情報提供や福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行っています。相談件数が著しく増加していることから、市内に複数の相談窓口を新たに設置し、相談者の利便性を向上させるとともに支援の質の向上を図ります。

加えて、障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えて、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業を実施し、相談や緊急時の受け入れ等の様々な支援を市内事業所や関係機関で行える体制を整備します。

また、障害福祉サービス等の利用の推進や障害のある子供への支援の充実を図るとともに、それを支える障害福祉人材の育成・確保等にも取り組めます。

さらに、補装具費、日常生活用具費の支給を行うことで生活の質の向上を図るとともに、円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう情報提供や意思疎通の支援を行います。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進
- (3) 障害児支援の充実
- (4) 補装具費、日常生活用具費の支給
- (5) 情報提供の充実等
- (6) 意思疎通支援の充実

項目	現状	施策の方向性
2. 相談支援体制の充実	①船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関・団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っています。	①船橋障害者相談支援事業所連絡協議会での研修会や制度の研究を通じて相談支援体制の質的向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課、療育支援課
	②「ふらっと船橋」において障害者（児）総合相談支援事業を行っています。市内全域に利用者が増加していることを踏まえ、令和2年度に新たな相談窓口を設置し、支援の質の向上を図っています。	②障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、地域の社会資源を活かして市内の各地域に新たな相談窓口を複数設置し、相談者の利便性を向上するとともに、相談員の配置を充実させることにより、支援の質の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
3. 計画相談支援の推進	障害のある人や障害のある子供の心身の状況やサービス利用の意向を踏まえたサービス等利用計画及び障害児支援利用計画が作成されるよう、障害福祉サービス及び障害児通所支援の新規利用時や更新時などに計画相談支援及び障害児相談支援の利用を推進しています。	利用者に対しては、サービスの申請時のほか市のホームページや障害福祉のしおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子供とその家族に対する計画相談支援及び障害児相談支援の充実に努めていきます。サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」などと連携を図りながら、整備に取り組めます。 [担当課] 障害福祉課、療育支援課

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 障害福祉サービス等の充実	障害のある人の個々のニーズや実態に応じ、障害福祉サービス等の支援を行っています。	サービス等利用計画を活用して、障害のある人の個々のニーズや実態に応じた適切な障害福祉サービス等の利用推進を図ることにより、障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう支援していきます。 また、通所事業所や短期入所等の障害福祉サービス事業所は今後も需要が見込まれることから、社会福祉法人等で構成される「船橋市障害福祉施設連絡協議会」などの意見を踏まえ、医療的ケアが必要な人も含め受け入れ先の確保に向けた取組みの検討を行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費について補助を行います。 [担当課] 障害福祉課
2. グループホームの充実	①地域移行の推進を図るため、スプリンクラー設置費の補助等、グループホームの整備費の補助を行っています。	①地域移行の推進を図るため、スプリンクラー設置費の補助を行うとともに、グループホームの新規設置については必要に応じた整備費の補助を行います。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
21. 障害者施設等通所交通費の助成	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。 [担当課] 障害福祉課、療育支援課
22. 船橋市福祉有償運送運営協議会の開催	運送者からの申し出により、船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議しています。	船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送について必要性及び安全性の確保並びに利便性の確保に係る方策等の協議を行います。 また、事業者に対し福祉有償運送の相談・指導を行います。 [担当課] 地域福祉課
23. 食の自立支援事業の実施	身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に食事を届けるほか、栄養士が食生活に関する相談に応じる、食の自立支援事業を行っています。	一人暮らし等の身体障害者の食の自立がさらに推進されるように、食事内容について継続して見直しをしつつ、食の自立に必要な支援を実施します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
24. ふれあい収集の実施	日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、可燃ごみ、不燃ごみ等の戸別収集を行っています。	日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、戸別収集を行うことで、ごみ出しに関する負担を軽減します。 [担当課] 資源循環課
25. クリーンサポート収集の実施	障害のある人のみの世帯等で自分たちで粗大ごみを収集場所まで運ぶことができないときに、屋内からの持ち出し収集を行っています。	周りの方からの支援を受けられず、自力でのごみ出しが困難な障害のある人のみの世帯等に対し、ごみ収集の支援を行います。 [担当課] クリーン推進課

(3) 障害児支援の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 療育支援体制の整備	こども発達相談センターを基幹とし、福祉、教育部門などの周辺関係機関との連携を強化し、広く支援体制を整備することで、総合的・一貫性のある療育支援体制の充実を図っています。	連携を強化するための会議等を開催し、療育支援体制の整備を図ります。 [担当課] 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
2. 切れ目のない指導・支援の充実	子供の成育歴や支援内容を記録するライフサポートファイルの活用の促進を図っています。また、ライフステージの移行期の支援として保育所等訪問支援や「引継ぎのための連絡票」を活用し、障害のある子供が幼稚園や保育園、小学校等の集団生活に適應するための支援をしています。	支援機関間で必要な情報を共有するため、ライフサポートファイルの利用の促進を図ります。また、保育所等訪問支援や「引継ぎのための連絡票」を活用することにより、障害のある子供が幼稚園や保育園、小学校等の集団生活に適應するための支援の充実を図ります。 [担当課] 療育支援課、総合教育センター
3. 児童発達支援の実施	学齢前の障害のある子供に対し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適應訓練を行っています。	児童発達支援を実施し、障害のある子供の日常生活動作に必要な能力の向上等を図ります。 [担当課] 療育支援課
4. 放課後等デイサービスの実施	就学している障害のある子供に対し、生活能力の向上を図るため、コミュニケーションの促進や必要な訓練を行っています。	放課後等デイサービスを実施し、障害のある子供の生活能力の向上を図ります。 [担当課] 療育支援課
5. 保育所等訪問支援の実施	保育所等に通う障害のある子供の集団生活への適應のため、訪問支援員が支援方法等の指導等を行っています。	保育所等訪問支援を実施し、障害のある子供の集団生活への適應を図ります。 [担当課] 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
6. 居宅訪問型児童発達支援の実施	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子供の居宅を訪問し、児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を行っています。	居宅訪問型児童発達支援を実施し、外出が困難な重度の障害等の状態にある障害のある子供の生活能力の向上等を図ります。 [担当課] 療育支援課
7. 早期発見・早期療育の充実	心理発達相談員などの専門職の個別相談、電話相談により、保護者の悩みに寄り添いつつ、適切に療育につなげています。	心理発達相談員などの専門職が個別相談、電話相談を行い、療育が必要な子供とその保護者を支え、適切に療育につなげます。 [担当課] 療育支援課
8. 療育内容の充実	療育支援に係る知識や具体的な支援方法についての指導啓発のために巡回相談や発達支援のための講演会を行うことにより、子供に対して効果的な支援ができるよう努めています。また、家族への支援として、保護者が子供への対応方法を学ぶペアレントトレーニングを実施しています。	幼稚園・保育所等の職員に対して巡回相談や発達支援のための講演会を開催し、職員の資質の向上を図り、子供に対して効果的な支援ができるようにします。また、継続してペアレントトレーニングを実施することにより、家族への支援の充実を図ります。 [担当課] 療育支援課

(4) 補装具費、日常生活用具費の支給

項目	現状	施策の方向性
1. 補装具費の支給	障害のある人の身体機能を補完または代替する補装具費の購入、借受け、または修理のため、補装具費の支給を行っています。	補装具費について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課
2. 日常生活用具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の便宜を図るために日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行っています。	日常生活用具費や日常生活用具取付費用について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課

(5) 情報提供の充実等

項目	現状	施策の方向性
1. 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク（Fネット）事業の実施	聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供を実施しています。	ふなばし情報メールなどの普及を図りつつ、ファクシミリを利用した情報提供を推進します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
5. 声の市議会だより・市議会だより点字版の発行	市議会だよりの録音版である声の市議会だよりや市議会だよりの点字版を発行することにより、市議会の情報提供の推進を図っています。	声の市議会だより・市議会だより点字版の発行により、市議会の情報提供の推進を図ります。 [担当課] 庶務課
6. 公文書の音声コード化	障害福祉のしおりや通知の一部の音声コード化を行っています。	公文書の音声コード化については、今後も必要なものはコード化を行います。 [担当課] 障害福祉課

(6) 意思疎通支援の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進	①広域的な手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①意思疎通支援の手段として、手話通訳者または要約筆記者の派遣の利用を推進します。 [担当課] 障害福祉課
	②手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進するため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行っています。	②専門性の高い手話通訳者・要約筆記者の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進します。 [担当課] 障害福祉課

	②盲ろう者通訳・介助員の派遣を推進するため、盲ろう者通訳者・介助員の養成を行っています。	②盲ろう者通訳・介助員の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進し、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。 [担当課] 障害福祉課
4. ヒアリンググループの貸し出しによる意思疎通支援の充実	難聴者の聞き取りを支援するため、ヒアリンググループの貸し出しを行っています。	ヒアリンググループの貸し出しを行うことにより、難聴者の意思疎通支援を推進し、難聴者の自立と社会参加を促進します。 [担当課] 障害福祉課
5. 失語症者向け意思疎通支援の充実	失語症者のコミュニケーションと社会参加を支援できる意思疎通支援者の養成を千葉県が行っています。	失語症者の自立と社会参加促進を目的に、千葉県に対し、失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業についても実施するよう働きかけます。 [担当課] 障害福祉課

(3) 人材の育成・確保

項目	現状	施策の方向性
1. 専門職員の確保	地域保健を推進する保健師、発達遅滞の乳幼児に対する発達検査や療育指導のための心理発達相談員など、専門職員を配置しています。	保健指導や療育支援の推進に必要な専門職員の確保に努めます。 [担当課] 地域保健課、療育支援課
2. 専門職員の資質の向上	専門的知識の習得のため各種研修に参加しています。	各種研修により知識の習得及び資質の向上を目指します。 [担当課] 地域保健課、療育支援課

(4) 難病に関する施策の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 難病患者援助金の支給	難病患者の費用負担の軽減を図るため、難病患者援助金を支給しています。	国の動向などを見ながら、難病患者援助金の支給による支援を行います。 [担当課] 地域保健課
2. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の推進	長期にわたり療養を必要とする児童等とその家族が地域で安心して療養できるよう、小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援を行うとともに、関係機関と連携を取り、療養状況やニーズに応じた支援を行っています。	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の充実を図り、安心して療養できる体制づくりを行います。 [担当課] 地域保健課

第 3 章

教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等

1 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組み、インクルーシブ教育システムの整備を進めます。

また、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の発達・成長のため、早期から一人ひとりの障害の状況と成長段階、教育的ニーズに応じて、可能な限りきめ細やかな支援を行います。

さらに、障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ・レクリエーション、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を推進するとともに、共に暮らせる社会の実現を目指します。

スポーツ・レクリエーション、文化活動は、人間形成の面からも、生活の質を高めるためにも、さらに、心身の健康という点からも大切です。これらの活動は、やりがい・生きがい・楽しみのある充実した生活、心身機能の維持・向上に寄与し、生き生きとした地域生活の実現につながります。活動の機会を十分に確保することにより、社会参加の促進を図ります。そのため、スポーツ・レクリエーション、文化活動に日常的かつ自主的に取り組むことができるよう、その環境を整備し、活動を推進する必要があります。

これらの活動に加え、国際交流活動への障害のある人の参加の支援方策の充実や、学校教育の場で国際交流活動の機会設定などの必要があります。船橋市は、現在、海外の3都市と姉妹・友好都市を結んでおり、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後とも推進していきます。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- (4) 障害のある人などの国際交流の推進

項目	現状	施策の方向性
12. 切れ目のない指導・支援の充実（再掲）	子供の成育歴や支援内容を記録するライフサポートファイルの活用を図っています。また、ライフステージの移行期の支援として保育所等訪問支援や「引継ぎのための連絡票」を活用し、障害のある子供が幼稚園や保育園、小学校等の集団生活に適應するための支援をしています。	支援機関間で必要な情報を共有するため、ライフサポートファイルの利用の促進を図ります。また、保育所等訪問支援や「引継ぎのための連絡票」を活用することにより、障害のある子供が幼稚園や保育園、小学校等の集団生活に適應するための支援の充実を図ります。 [担当課] 療育支援課、総合教育センター

（2）教育環境の整備

項目	現状	施策の方向性
1. 特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校コーディネーターによる小中学校への出張相談や教員の研修会の講師を行うなどの連携を行っています。	特別支援学校との連絡会を設け、定期的に連絡をとり、状況を把握する等の連携を強化します。 [担当課] 総合教育センター
2. 発達障害理解のための職員の研修の充実	発達障害の理解促進のため、保育園、幼稚園、関係機関職員を対象とした発達支援のための講演会などを行っています。	幼稚園、保育園等の職員に対して、専門職による支援方法の指導や発達支援のための講演会などを行います。 [担当課] 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
	②職場実習先開拓員による企業訪問を行い、障害のある人の職場実習及び雇用の啓発を行っています。	②職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害のある人の雇用の啓発に努めます。 [担当課] 商工振興課
3. 各種制度の周知	職場実習先開拓員が企業訪問する際、障害者職場実習奨励金や各種公的機関の補助金についての周知を行っています。	職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害者職場実習奨励金や各種公的機関の補助金についての周知を図ります。 [担当課] 商工振興課
4. 合同面接会の開催	公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施しています。	公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めます。 [担当課] 商工振興課
5. 市職員としての雇用	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行っています。	令和2年度に作成した障害者活躍推進計画を踏まえ、法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大を図ります。 [担当課] 職員課、教育総務課、医療センター

項目	現状	施策の方向性
5. 就労定着に向けた支援	一般就労後の定着支援を実施する障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な定着支援を受けられる環境整備に努めています。 また、企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を実施しています。	障害者就業・生活支援センターへの補助及び障害者就労支援ジョブサポーター養成研修については、継続して実施します。 また、ジョブコーチなどの就労定着に係る支援制度や支援機関等の情報を収集し、企業及び障害福祉に関する機関等へ提供します。 [担当課] 障害福祉課
6. 地域生活支援の場の提供	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所に対して運営費の補助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流、生活指導などにより、充実した日常生活や社会参加の促進を図っています。	地域生活支援の場を提供する事業所の運営の安定化を図ります。 [担当課] 地域保健課、障害福祉課
7. 受注及び販路の拡大	千葉県障害者就労事業振興センターへ事業委託を行い、障害者就労施設等の受注・販路の拡大等について取り組むことにより、障害のある人の工賃向上を図っています。	千葉県障害者就労事業振興センターへの事業委託を行い、受注・販路拡大への取組みや事業所を対象とした研修等を通じ、障害のある人の工賃向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
6. 災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて	聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク事業、ふなばし情報メールの配信やひとり暮らし、またはそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し緊急通報装置の貸与などを行っています。 また、聴覚や発語に障害のある人が119番通報をするため、インターネット機能を利用したNet119緊急通報システムやメール、FAXでの通報システムの整備を行っています。	障害のある人に対し、聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク事業、ふなばし情報メールの登録の推進、緊急通報装置の制度及びNet119緊急通報システムの周知を行います。 [担当課] 障害福祉課、警防指令課
7. 災害への備え	要配慮者と支援者（町会・自治会、民生委員・児童委員等）が顔の見える関係を構築するため、総合防災訓練の選択訓練として、「安心登録カード登録者名簿」等を活用した要配慮者安否確認訓練を実施しました。 また、総合防災訓練のメイン校において、障害福祉団体等との訓練を行っています。	発災時に対応できるよう平時からの備えについて啓発を行います。 また、障害のある人などの要配慮者も参加した防災訓練ならびに各施設の防災体制の確認しておくことなどを通し、災害対応の充実を図ります。 [担当課] 危機管理課、地域福祉課、障害福祉課

第 7 章

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、市民が障害及び障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。

障害者基本法第4条において、障害を理由とする差別や権利侵害の行為の禁止とともに合理的配慮の提供が求められており、その理念を具体化した障害者差別解消法に基づき、障害のある人に対する差別の解消に向けた取組みを行います。

まずは、市の職員が障害及び障害のある人に対しての理解を深めることで、窓口等における合理的配慮を推進していきます。行政が合理的配慮を率先して行っていくことが社会全体での差別の解消の推進につながります。

また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待を防止するとともに、障害のある人の保護、自立の支援並びに財産上の不当取引による被害の防止及び救済を図るためにも、成年後見制度の利用促進などにより、権利擁護を推進する必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (2) 行政等における配慮の充実

2 現状と施策の方向性について

(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

項目	現状	施策の方向性
1. 船橋市障害者差別解消支援地域協議会での取り組み	平成29年5月から、障害者差別解消法に基づく船橋市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害のある人に対する差別に係る相談事例の共有や意見交換を行っています。	船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、事例を共有するとともに、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動について議論し、障害者差別の解消を推進します。 [担当課] 障害福祉課
2. 障害者差別解消法の一部を改正する法律を踏まえての取り組み	今後施行される障害者差別解消法の一部を改正する法律に関する国の動向について、情報収集を行っています。	国の動向を踏まえ、障害者差別解消法の一部を改正する法律の施行に向けての情報収集を行い、指針等の周知に努めます。 [担当課] 障害福祉課
3. 権利擁護体制の検討	船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制の検討を行っています。	船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制に関する課題を共有するとともに、差別の解消及び権利擁護の推進を図ります。 [担当課] 障害福祉課